

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

路線名	川越栗橋線
供用開始の区間	桶川市大字川田谷字稻荷二六五六番一地从先から同市大字川田谷字稻荷二八一九番二地先まで
供用開始の期日	平成二十七年八月十八日
備考	平成二十年一月二十九日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一七三・〇〇メートル